

伊予市人口減少対策補助金交付要綱

令和5年7月18日

告示第147号

(趣旨)

第1条 この要綱は、国及び愛媛県との連携による少子化対策をはじめとする人口減少対策の取組を推進し、結婚、妊娠及び出産を望む者の経済的不安を解消し、かつ、安心して子育てができる環境づくりを図るため、市が予算の範囲内において補助金を交付することに関し、伊予市補助金等交付規則（令和3年伊予市規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、規則において使用する用語の例による。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本市の住民基本台帳に登録されている者
- (2) 市税の滞納がない者
- (3) 同一の世帯に属する者全員が、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者でない者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号までに該当しない者
- (5) 第6条に規定する補助金の交付決定を受けた日から1年以上、継続して本市に居住する意思がある者
- (6) 次条各号に掲げる補助金の種類に応じた補助の要件に適合する者

(補助金の種類及び補助対象経費等)

第4条 補助金の種類は、次のとおりとし、補助対象経費は、それぞれ別表第1から別表第5までに定めるとおりとする。

- (1) 結婚新生活支援補助金（別表第1）
- (2) 出産世帯奨学金返還支援補助金（別表第2）
- (3) U I J ターン保育士支援補助金（別表第3）

(4) 不妊治療費補助金（別表第4）

(5) 出産世帯応援補助金（別表第5）

2 補助金の額は、補助対象経費に相当する額とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請及び請求）

第5条 規則第5条第1項に規定する申請及び規則第15条第2項に規定する請求は、様式第1号により行うものとする。

2 前項の申請に当たっては、国、県その他の地方公共団体による補助金等の交付を受けた者又は受けようとしている者は、当該補助金等の額に相当する額を補助対象経費から差し引くものとする。

（補助金の交付決定等）

第6条 規則第6条第3項に規定する通知は、交付することを決定したときは規則第13条に規定する通知と併せて様式第2号により、交付しないことを決定したときは様式第3号により行うものとする。

（財産の処分等）

第7条 規則第18条ただし書きに規定する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に準ずる。

2 規則第18条第2号に規定する市長が指定するものは、その代金が50万円以上のものとする。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年7月18日から施行する。

附 則（令和5年9月22日伊予市告示第183号）

この告示は、令和5年9月23日から施行する。

附 則（令和6年3月13日伊予市告示第42号）

この告示は、令和6年3月13日から施行する。

附 則（令和6年3月31日伊予市告示第71号）

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月14日伊予市告示第19号）

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和7年6月18日伊予市告示第152号）

この告示は、令和7年6月18日から施行する。

附 則（令和8年3月31日伊予市告示第88号）

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

補助金の種類	(1)結婚新生活支援補助金		
<p>○補助の要件</p> <p>下記のいずれかに該当する世帯</p> <p>ア 交付決定を受けようとする年度（以下「交付申請年度」という。）の前年度1月1日以降に婚姻届を提出し、受理された夫婦であって、夫婦とも婚姻日における年齢が39歳以下かつ世帯所得が本表に定める金額未満であって、次に掲げる講座等のいずれかを交付申請日までに夫婦ともに実施した世帯（以下「新規補助世帯」という。）</p> <p>（ア）ライフデザイン支援講座等の受講</p> <p>（イ）プレコンセプションケアに関する講座等の受講</p> <p>（ウ）医療機関への妊娠・出産に関する相談</p> <p>（エ）共家事・子育て講座等の受講</p> <p>イ 交付申請年度の前年度に結婚新生活支援補助金の交付決定及び補助金を受給した世帯であって、その受給額が本表に定める補助限度額に達しなかった世帯（以下「継続補助世帯」という。）</p> <p>ただし、新規補助世帯において、以下に該当する場合は補助対象としない。</p> <p>① 夫婦の両方又は一方が、国、県その他地方公共団体が実施する地域少子化対策重点推進交付金、えひめ人口減少対策総合交付金を財源とした同趣旨の補助金の交付決定を受けている場合</p> <p>② 令和5年4月1日以降に離婚した同一の者同士が再婚した場合</p>			
<p>○補助対象経費</p> <p>交付決定を受けようとする年度（以下「交付申請年度」という。）の4月1日から交付申請日までの期間に支払った以下の費用</p>			
区分	費用区分	補助対象経費	留意事項
a. 住居等費用	引越費用	市内物件への転居に要した引越費用で、引越業者又は運送会社に支払った実費	
	住宅取得費用	申請時に居住する住宅の取得費用	当該住宅に係る土地の取得費用は補助対象としない。申請者又は配偶者の3親等以内の親族が所有する住宅の取得は補助対象としない。
	住宅リフォーム費用	申請時に居住する住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用	倉庫及び車庫に係る工事費用並びに門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用は補助対象としない。
	住宅賃借費用	賃料（勤務先から住宅手当が支給される場合は、対象となる費用から当該住宅手当に相当する額を控除した額）、共益費、仲介手数料	駐車場賃料（住居賃料と不可分であるものは除く。） 、敷金、礼金は補助対象としない。 申請者又は配偶者の3親等以

			内の親族が所有する住宅の賃借費用は補助対象としない。
b. 家電費用	時短家電購入費用	洗濯乾燥機、洗濯機、掃除機、食器洗い洗浄機、調理家電、その他市長が家事の時間短縮の効果を認めるものの購入費用	付属品等の購入費、家電リサイクル料、既存品等の処分・廃棄費用のほか、中古品を購入した経費、各種ポイント等により支払われた経費は補助対象としない。
	省エネ家電購入費用	購入日において、資源エネルギー庁が公開する「省エネ型製品情報サイト」に掲載されている統一省エネラベル2つ星以上のエアコン、冷蔵庫、冷凍庫、照明器具、温水機器、電気便座、テレビの購入費用	

○補助限度額

区分	補助対象経費	補助限度額
婚姻日において夫婦の両方が29歳以下、かつ世帯所得500万円未満の世帯	a. 住居等費用	60万円
	b. 家電費用	20万円
婚姻日において夫婦の両方が29歳以下、かつ世帯所得500万円以上660万円未満の世帯	a. 住居等費用	20万円
	b. 家電費用	20万円
婚姻日において夫婦の両方が39歳以下、かつ世帯所得500万円未満の世帯	a. 住居等費用	30万円

※世帯所得は、夫婦両方の直近の所得証明書に記載する合計所得金額を合算した額とする。ただし、夫婦の両方又は一方が貸与型奨学金の返還を現に行っている場合は、夫婦の合計所得金額を合算した額から貸与型奨学金の年間返還額を控除した額とする。

※継続補助世帯は、上記に定める補助限度額から既に交付を受けた補助金額を減じた額を補助限度額とする。

○提出書類等

- ①伊予市人口減少対策補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- ②結婚新生活支援補助金申請明細書
- ③補助金振込先口座の通帳写し等（金融機関名、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人が明記されたもの）
- ④婚姻日が分かる書類（夫婦の氏名が記載された戸籍謄本等）
- ⑤夫婦の申請日時点の住所及び生年月日が分かる住民票
- ⑥夫婦の直近の所得証明書（7月1日以降の受付は、申請年度の前年所得に係る証明に限る。）
- ⑦奨学金の返還状況が分かる資料
- ⑧ a. 住居等費用を申請する場合は、契約内容、申請する金額等の根拠が分かる資料（各種契約書の写し、見積書、写真等）
- ⑧ b. 家電費用を申請する場合は、別紙購入明細書

⑩領収書等（住宅賃借費用など領収書が発行されない場合は、補助対象経費が支払われたことが分かる通帳等の写しをもってこれに代えることができる。また、b. 家電費用を申請する場合で、インターネット等で商品を購入した場合は、「領収書」等の表示とともに商品名、購入日、購入金額等が記載されたページの印刷物をもってこれに代えることができる。）

⑪講座等を実施したことが分かる書類

⑫事業に関するアンケート（結婚新生活支援補助金）

○受付期限及び提出方法

受付期限：令和9年2月26日（金曜日）必着

提出方法：提出書類等を下記の申請受付窓口を持参又は郵送すること。

ただし、郵送による申請については、上記受付期間を超えて到着した場合は受付したものとみなさない。また、市は、郵送中の事故、紛失その他いかなる事情についても関知しない。

○その他留意事項

上記受付期限内に提出した場合であっても、別に市長が定める期限までに申請者が提出書類の修正等に応じないとき又は申請書に記載の連絡先への通知に対して返答がないときは、市長は当該申請について不交付の決定をすることができる。

本表に記載のない事項は、地域少子化対策重点推進交付金交付要綱（令和8年4月1日こども家庭庁長官通知）及び地域少子化対策重点推進交付金実施要領の「別記2 結婚・妊娠・共育ての相談機会提供・支援プログラム」の規定を準用する。

○申請受付窓口・問合せ先

〒799-3193 伊予市米湊820番地 伊予市 企画振興部 地域創生課

電話089-909-6382

受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで

ただし、伊予市の休日を定める条例（平成17年伊予市条例第2号）第1条第1項各号に掲げる市の休日を除く。

別表第2（第4条関係）

補助金の種類	(2)出産世帯奨学金返還支援補助金
<p>○補助の要件 特別な事情により市長が認めた場合を除き、令和7年4月1日以降に生まれた児童（以下「対象児童」という。）と同居し、これを養育している父母のいずれかであって、遅滞なく奨学金を返還している者（返還完了した者を含む。） ただし、他の奨学金返還支援事業により、本補助金と同一の期間を補助対象経費とした給付を受けた場合、又は対象児童の出生に対し、他の地方公共団体が実施するえひめ人口減少対策総合交付金を財源とした同趣旨の補助金の交付決定を受けた場合は、補助対象としない。</p> <p>○補助対象経費 対象児童の母子健康手帳の発行日（ただし、特別な事情により市長が認めた場合は、市長が別に定める日）から1歳の誕生日の前日（以下「誕生日前日」という。）までの期間に、申請者及び同居する配偶者が返還した以下の奨学金（繰上償還を含む。） ・日本学生支援機構の第一種及び第二種奨学金 ・愛媛県奨学資金 ・その他、市長が認めた奨学金等</p> <p>○補助限度額：奨学金を返還している者1人当たり 20万円 ※交付申請年度の前年度にこの補助金を受給した場合は、上記に定める補助限度額から既に交付を受けた補助金額を減じた額を補助限度額とする。</p> <p>○提出書類等 ①伊予市人口減少対策補助金交付申請書兼請求書（様式第1号） ②出産世帯奨学金返還支援補助金申請明細書 ③補助金振込先口座の通帳写し等（金融機関名、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人が明記されたもの） ④対象児童の母子健康手帳の写し（発行自治体、発行日、交付番号及び母子の氏名が分かるもの） ⑤奨学金等の貸与を証する書類（奨学金貸与機関が発行したもの） ⑥返済計画を確認することができる書類（貸与金額、割賦方法、賦課金等が分かるもの） ⑦奨学金の返済額を証する書類（預金通帳の名義人及び返還額が分かる部分の写し又は領収証等） ⑧事業に関するアンケート（出産世帯奨学金返還支援補助金）</p> <p>○受付期限及び提出方法 受付期限：令和9年3月31日（水曜日）又は対象児童の1歳の誕生日前日のいずれか早い日。ただし、誕生日前日が伊予市の休日を定める条例（平成17年伊予市条例第2号）第1条第1項各号に掲げる市の休日（以下「市の休日」という。）の場合は、その直前の市の休日でない日を受付期限とする。</p>	

提出方法：えひめ電子申請システムによる申請又は下記の申請受付窓口に出書書類等を持参若しくは郵送すること。

ただし、郵送による申請については、上記受付期間を超えて到着した場合は受付したものとみなさない。また、市は、郵送中の事故、紛失その他いかなる事情についても関知しない。

○その他留意事項

上記受付期限内に提出した場合であっても、別に市長が定める期限までに申請者が提出書類の修正等に応じないとき又は申請書に記載の連絡先への通知に対して返答がないときは、市長は当該申請について不交付の決定をすることができる。

えひめ電子申請システムにより申請した場合は、本補助金の関係書類を整備し、補助金の交付を受けた翌年度から5年間保管しなければならない。

○申請受付窓口・問合せ先

〒799-3193 伊予市米湊820番地 伊予市 企画振興部 地域創生課
電話089-909-6382

受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで

ただし、市の休日を除く。

別表第3（第4条関係）

補助金の種類	(3)U I J ターン保育士支援補助金
<p>○補助対象者</p> <p>下記の「共通要件」のいずれにも該当し、かつ「個別要件」のいずれかに該当する者</p> <p>（用語の定義）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 保育施設等 伊予市内に所在する伊予市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年伊予市条例第18号）第2条第2号に掲げる認定こども園、第4号に掲げる保育所及び第6号に掲げる小規模保育事業を行う施設をいう。 2 保育士 都道府県知事が発行した保育士証を有する者をいう。 <p>（共通要件）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 伊予市内に居住し、保育施設等に保育士として勤務する者（ただし、令和9年4月中に勤務を開始する予定の者にあつては、勤務する者とみなすこととする。） 2 申請日において、保育施設等に就業した日が属する年度の末日を超えない者 3 伊予市職員でない者 <p>（個別要件）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和8年3月1日以降に愛媛県外（以下「県外」という。）から伊予市に転入した者 2 令和8年3月1日以降に愛媛県内（以下「県内」という。）の指定保育士養成施設（以下「養成施設」という。）を卒業した者（ただし、令和9年3月中に養成施設を卒業する予定の者にあつては、卒業した者とみなすこととする。）のうち、次のアからウのいずれも満たす者 <ol style="list-style-type: none"> ア 養成施設を卒業した日が属する年度の翌年度の末日までに現在勤務する保育施設等に就業した者 イ 養成施設を卒業後、現在勤務する保育施設以外に就業経験のない者 ウ 養成施設の入学以前に県内に居住していた者にあつては、伊予市に居住していた者 <p>○補助対象経費</p> <p>令和8年3月1日以降、かつ、保育施設等に雇用されることが確定した日以降に支払又は購入した下記のaからcまでの経費で、消費税を含む。</p> <ol style="list-style-type: none"> a. 引越費用 <p>申請日時点に居住する市内物件への転居に関する引越費用で、引越業者又は運送会社に支払った実費</p> b. 不動産契約仲介料、家賃、共益費 <p>敷金、入居物件の所有者に対する礼金は対象としない。</p> <p>申請者本人又は配偶者の3親等以内の親族が所有する物件に入居した場合は補助対象としない。</p> <p>住宅に付随する駐車場の賃借料について、家賃に含まれ区分できない場</p> 	

合は補助対象とするが、駐車場賃借料として明記されている場合は補助対象経費から控除する。

職場からの家賃補助がある場合、支払った家賃等の額から当該補助金額を控除した金額が補助対象経費となる。

c. 生活用品購入費（洗濯機、冷蔵庫、テレビ等）

送料・配達料、設置工事費は補助対象とするが、レジ袋又は附属品等の購入費、家電リサイクル料、既存品等の処分・廃棄費用のほか、中古品を購入した経費、各種ポイント等により支払われた経費は補助対象としない。

○補助限度額：1人1回限りとし、補助限度額は以下のとおりとする。

- ・常勤の保育士：20万円
- ・短時間勤務の保育士：10万円

ただし、常勤の保育士及び短時間勤務の保育士の定義については、令和5年4月21日付け、こ成保21「保育所等における常勤保育士及び短時間保育士の定義について（通知）」によるものとする。

○提出書類等

①伊予市人口減少対策補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）

②U I J ターン保育士支援補助金申請明細書

※購入物品が複数にわたり、様式に記載しきれない場合は、申請区分、購入日ごとに整理して別紙明細書に記載し、添付すること。

③雇用証明書（勤務先の保育施設等が発行したもの）

④補助金振込先口座の通帳写し等（金融機関名、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人が明記されたもの）

⑤住民票、卒業証書等（補助対象者であることが分かる書類）

⑥契約書（a又はbのうち不動産契約仲介料を補助対象とする場合）、明細書（aの場合）又は賃貸借契約書（bのうち家賃を補助対象とする場合）の写し

⑦領収書等（家賃など領収書が発行されていない場合は、補助対象経費が支払われたことが分かる通帳等の写しをもってこれに代えることができる。

）

インターネット等で生活用品を購入した場合は、「領収書」、「注文確定」等の表示とともに商品名、購入日、購入金額等が記載されたページのプリント

○交付申請受付期限、受付方法その他留意事項

・受付期限：令和9年3月31日（水曜日）必着

・受付方法：提出書類等を下記の申請受付窓口を持参又は郵送すること。

ただし、郵送による申請については、上記受付期限を超えて到着した場合は受付したものとみなさない。

なお、市は、郵送中の事故、紛失その他いかなる事情についても関知しない。

・その他留意事項：上記受付期限内に受付した場合であっても、別に市長が定める期限までに申請者が提出書類の修正等に応じないとき又は申請書に

記載の連絡先への通知に対して返答がないときは、市長は当該申請について不交付の決定をすることができる。

令和9年3月中に養成施設を卒業する予定の者で、かつ、令和9年4月中に保育施設等で勤務を開始する予定の者あつては、令和9年4月30日までに保育施設等で勤務しなかったときは、補助金の交付以前にあつては交付しないものとし、既に交付済の場合は遅滞なく市に返還させるものとする。

○申請受付窓口・問合せ先

〒799-3193 伊予市米湊820番地 伊予市 市民福祉部 子育て支援課
電話089-982-1119

受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで

ただし、伊予市の休日を定める条例（平成17年伊予市条例第2号）第1条第1項各号に掲げる市の休日を除く。

別表第4（第4条関係）

補助金の種類	(4)不妊治療費補助金
<p>○補助対象者 生殖補助医療に係る保険医療機関において、体外受精及び顕微授精(以下「特定不妊治療」という。)と併用して行った先進医療を受けた夫婦 ただし、事実上の婚姻関係にある夫婦については、治療の結果、出生した子について認知する意向が確認できた者とする。</p> <p>○補助対象経費 令和5年4月1日以降に治療を開始し、治療終了後1年以内のものとし、申請日までに治療及び支払いを完了した、保険適用による特定不妊治療と併用して行われる先進医療に要する経費</p> <p>○補助限度額：5万円（1回当たり）</p> <p>○提出書類等</p> <ol style="list-style-type: none"> ①伊予市人口減少対策補助金交付申請書兼請求書（様式第1号） ②不妊治療費補助金申請明細書 ③補助金振込先口座の通帳写し等（金融機関名、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人が明記されたもの） ④同一世帯に属する法律上の婚姻関係にある夫婦以外は、以下の書類 （夫婦のいずれかが市外在住の場合）市外別居している者の住民票の写し （夫婦が別居している場合）戸籍謄本 （夫婦が法律上の婚姻関係にない場合）事実婚関係に関する申立書 ⑤特定不妊治療費(先進医療)助成事業受診等証明書 ⑥医療機関発行の領収書（治療日及び支払金額が分かるもの） ⑦医療機関発行の明細書（治療内容及び治療費の内訳が分かるもの） <p>○交付申請受付期限、受付方法その他留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受付期限：令和9年3月31日（水曜日）必着 ・受付方法：提出書類等を下記の申請受付窓口に持参又は郵送すること。 ただし、郵送による申請については、上記受付期限を超えて到着した場合は受付したものとみなさない。 なお、市は、郵送中の事故、紛失その他いかなる事情についても関知しない。 ・その他留意事項：上記受付期限内に受付した場合であっても、別に市長が定める期限までに申請者が提出書類の修正等に応じないとき又は申請書に記載の連絡先への通知に対して返答がないときは、市長は当該申請について不交付の決定をすることができる。 <p>○申請受付窓口・問合せ先 〒799-3127 伊予市尾崎3番地1 伊予市 市民福祉部 健康増進課 電話089-983-4052 受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで ただし、伊予市の休日を定める条例（平成17年伊予市条例第2号）第1条第1項各号に掲げる市の休日を除く。</p>	

別表第5（第4条関係）

補助金の種類	(5)出産世帯応援補助金							
<p>○補助の要件</p> <p>特別な事情により市長が認めた場合を除き、令和7年4月1日以降に生まれた児童（以下「対象児童」という。）と同居し、これを養育している下記のいずれかに該当する者</p> <p>ア 出産時に父母ともに35歳以下であった世帯</p> <p>イ 出産時に父母の一方又は双方が36歳以上であった世帯</p> <p>ただし、対象児童の出生に対し、他の地方公共団体が実施するえひめ人口減少対策総合交付金を財源とした同趣旨の補助金の交付決定を受けた場合は、補助対象としない。</p>								
<p>○補助対象経費</p> <p>対象児童の母子健康手帳の発行日（ただし、特別な事情により市長が認めた場合は、市長が別に定める日）から1歳の誕生日の前日（以下「誕生日前日」という。）までの期間に支払った以下の経費（消費税、送料・配達料、設置工事費を含む。）</p>								
区分	補助対象経費	留意事項						
育児用品費用	授乳関連用品（粉ミルク、哺乳瓶、搾乳機、ミルクウォーマー等）、衛生用品（紙おむつ、おしりふき、ベビークリーム等）、外出用品（チャイルドシート、ベビーカー等）、衣類（ベビー服、よだれかけ等）、離乳食関係（離乳食用品、離乳食用ミキサー等）、幼児用玩具・絵本等、その他育児用品として市長が認めるもの	紙おむつは、対象児童が第1子である場合に限る。 中古品を購入した経費、各種ポイント等により支払われた経費は補助対象としない。						
時短家電購入費用	洗濯乾燥機、洗濯機、掃除機、食器洗い洗浄機、調理家電、その他市長が家事の時間短縮の効果を認めるものの購入費用	付属品等の購入費、家電リサイクル料、既存品等の処分・廃棄費用のほか、中古品を購入した経費、各種ポイント等により支払われた経費は補助対象としない。						
省エネ家電購入費用	購入日において、資源エネルギー庁が公開する「省エネ型製品情報サイト」に掲載されている統一省エネラベル2つ星以上のエアコン、冷蔵庫、冷凍庫、照明器具、温水機器、電気便座、テレビの購入費用	中古品を購入した経費、各種ポイント等により支払われた経費は補助対象としない。						
<p>○補助限度額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">補助限度額（対象児童1人当たり）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助の要件アに該当する世帯</td> <td style="text-align: center;">30万円</td> </tr> <tr> <td>補助の要件イに該当する世帯</td> <td style="text-align: center;">20万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※多胎児を出産した場合は、上記に定める補助限度額に対象児童の人数を乗じた額を補助限度額とする。</p>			区分	補助限度額（対象児童1人当たり）	補助の要件アに該当する世帯	30万円	補助の要件イに該当する世帯	20万円
区分	補助限度額（対象児童1人当たり）							
補助の要件アに該当する世帯	30万円							
補助の要件イに該当する世帯	20万円							

※交付申請年度の前年度にこの補助金を受給した場合は、上記に定める補助限度額から既に交付を受けた補助金額を減じた額を補助限度額とする。

○提出書類等

- ①伊予市人口減少対策補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- ②出産世帯応援補助金申請明細書
- ③別紙明細書
- ④補助金振込先口座の通帳写し等（金融機関名、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人が明記されたもの）
- ⑤対象児童の母子健康手帳の写し（発行自治体、発行日、交付番号及び母子の氏名が分かるもの）
- ⑥対象児童の父母が別居している場合は、別居している者の氏名、生年月日
が分かる住民票の写し
- ⑦対象児童の父母が別居、離別、死別している場合又は対象児童が非嫡出子
の場合は、対象児童の親子関係が分かる戸籍謄本
- ⑧領収書等（インターネット等で商品を購入した場合は、「領収書」等の表
示とともに商品名、購入日、購入金額等が記載されたページの印刷物をも
ってこれに代えることができる。）
- ⑨事業に関するアンケート（出産世帯応援補助金）

○受付期限及び受付方法

受付期限：令和9年3月31日（水曜日）又は対象児童の1歳の誕生日前日のい
ずれか早い日。ただし、誕生日前日が伊予市の休日を定める条例（平成17年
伊予市条例第2号）第1条第1項各号に掲げる市の休日（以下「市の休日」と
いう。）の場合は、その直前の市の休日でない日を申請期限とする。

受付方法：えひめ電子申請システムによる申請又は下記の申請受付窓口
に提出書類等を持参若しくは郵送すること。

ただし、郵送による申請については、上記受付期間を超えて到着した場
合は受付したものとみなさない。また、市は、郵送中の事故、紛失その他い
かなる事情についても関知しない

○その他留意事項

上記受付期限内に提出した場合であっても、別に市長が定める期限まで
申請者が提出書類の修正等に応じないとき又は申請書に記載の連絡先への通
知に対して返答がないときは、市長は当該申請について不交付の決定をす
ることができる。

えひめ電子申請システムにより申請した場合は、本補助金の関係書類を
整備し、補助金の交付を受けた翌年度から5年間保管しなければならない。

○申請受付窓口・問合せ先

〒799-3193 伊予市米湊820番地 伊予市 企画振興部 地域創生課
電話089-909-6382

受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで

ただし、市の休日を除く。

様式第1号（第5条関係）

伊予市長 宛

年 月 日

申請者	住所	伊予市	電話番号	自宅	()
	氏名 (署名又は記名押印)			携帯電話	()

伊予市人口減少対策補助金交付申請書兼請求書

伊予市人口減少対策補助金の交付を受けたいので、以下のことを同意及び宣誓の上、関係書類を添えて申請します。

申請及び請求に当たり、以下の事項に同意及び宣誓します。（内容を確認し、を記入すること。）

- 補助金交付要綱を確認し、これに基づいて申請及び請求するものです。
- 申請日時点において市税の滞納はありません。当該補助金の交付事務担当課が私及び配偶者の市税の納付状況を税務担当課に照会し、税務担当課がこれに回答することに同意します。
- 同一の世帯に属する者全員が、生活保護法第6条第1項に規定する被保護者に該当しません。
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項から第6項までに該当しません。
- 交付の決定を受けた日から1年以上、継続して伊予市に居住する意思があります。やむを得ず1年以内に転出することになった場合は、必ず市に通知します。
- 市長が必要と判断した場合、申請書類に記載された情報を庁内及び他の官公署等に照会し、又は提供することについて同意します。
- この申請書兼請求書及び提出書類の内容は、事実と相違ありません。
- これら誓約事項及び申請内容に虚偽又は誤りがあり、市から補助金返還の求めがあったときは、遅滞なく返還します。

交付申請及び請求額 ※金額を修正したものは認めない。															0	0	0	円
申請する補助の種類 (右の該当項目に <input checked="" type="checkbox"/> 記入すること。)					<input type="checkbox"/> (1)結婚新生活支援補助金 <input type="checkbox"/> (2)出産世帯奨学金返還支援補助金 <input type="checkbox"/> (3)U I J ターン保育士支援補助金 <input type="checkbox"/> (4)不妊治療費補助金 <input type="checkbox"/> (5)出産世帯応援補助金													
振込先口座	金融機関		銀行 信用金庫 農協・漁協		支店等				本店営業部 支店 支所									
	口座種別		普通・当座		口座番号 (右詰め記載)													
	フリガナ																	
	口座名義人 (申請人と同じ)																	

※補助金の種類に応じた申請明細書を添付すること。

結婚新生活支援補助金申請明細書

申請者	フリガナ 氏名	()	生年月日		
		年 月 日		婚姻日の年齢 歳	
配偶者	フリガナ 氏名	()	生年月日		
		年 月 日		婚姻日の年齢 歳	
	住所	※申請者と住所が異なる場合のみ記入すること。		婚姻日 年 月 日	
補助の要件の確認（内容を 確認し、 <input checked="" type="checkbox"/> を 記入すること。）		<input type="checkbox"/> 申請者及び配偶者はいずれも、国及び本市以外の地方公共団体等が実施する結婚新生活支援事業のほか、これと趣旨を同じくする補助金の交付を受けていません。 <input type="checkbox"/> 以下の講座等を夫婦とも実施しました。（受講した講座等に <input checked="" type="checkbox"/> を記入し、実施日、実施講座名等を記入すること。なお、(ウ)を実施した場合は、実施講座名等の欄に受診医療機関名等を記入すること。ただし、交付申請年度の前年度に本補助金の交付決定及び補助金の受給を受けた世帯にあっては、以下の受講を省略することができる。） <input type="checkbox"/> (ア)ライフデザイン支援講座等の受講 <input type="checkbox"/> (イ)プレコンセプションケアに関する講座等の受講 <input type="checkbox"/> (ウ)医療機関への妊娠・出産に関する相談 <input type="checkbox"/> (エ)共家事・子育て講座等の受講 実施日 年 月 日 実施講座名等 ()			
		補助金申請・請求内容			
区分	対象経費又は購入物品の詳細			区分ごとの 補助対象金額	
引越費用	引越(支払)日	年 月 日		a 円	
	支払金額	円			
住宅取得費用・ 住宅リフォーム費用	引渡(完了)日	年 月 日			
	支払日	年 月 日			
住宅賃借費用	支払金額	円			
	契約期間	年 月 日～ 年 月 日			
	賃料	月額	円× ヶ月＝		円
	共益費	月額	円× ヶ月＝		円
	仲介手数料	円			
	住宅手当等	月額	円× ヶ月＝		円
その他	円				
時短家電購入費・省エネ家電購入費	別紙明細書のとおり			b 円	
補助対象経費合計額（aの千円未満を切捨てた額＋bの千円未満を切捨てた額）				,000 円	
前年度受給済補助金額				,000 円	
補助金申請・請求額				,000 円	

○下記の資料を添付すること。

- | |
|--|
| <input type="checkbox"/> 別紙明細書（時短家電・省エネ家電を購入する場合）
<input type="checkbox"/> 補助金振込先口座の通帳写し等（金融機関名、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人が明記されたもの）
<input type="checkbox"/> 婚姻日が分かる書類（夫婦の氏名が記載された戸籍謄抄本等）
<input type="checkbox"/> 夫婦の申請時点の住所及び生年月日が分かる住民票
<input type="checkbox"/> 夫婦の直近の所得証明書（7月1日以降の受付は、申請年度の前年所得に係る証明に限る。）
<input type="checkbox"/> 奨学金の返還状況が分かる資料
<input type="checkbox"/> 契約内容・申請する金額等の根拠が分かる資料の写し（各種契約書の写し、見積書、写真等）
<input type="checkbox"/> 領収書等（賃料等で領収書が発行されない場合は、通帳の写し。インターネット等で購入した場合は、領収書等の表示ページの印刷物）
<input type="checkbox"/> 講座等を実施したことが分かる書類
<input type="checkbox"/> 事業に関するアンケート（結婚新生活支援補助金） |
|--|

出産世帯奨学金返還支援補助金申請明細書

申請者	フリガナ氏名	()				
配偶者	フリガナ氏名	()				
	住所	※申請者と住所が異なる場合のみ記入すること。				
対象児童	フリガナ氏名	()	生年月日	年 月 日		
	母子健康手帳発行自治体		発行日	年 月 日	交付番号	
補助の要件の確認 (内容を確認し、 <input checked="" type="checkbox"/> を記入すること。)		<input type="checkbox"/> 補助金を申請する者は、対象児童と同居し、養育しています。 <input type="checkbox"/> 奨学金返還者は、他の奨学金返還支援事業による同一の期間を対象とした給付、又は対象児童の出生により他の自治体を実施する同趣旨の奨学金返還支援事業による給付を受けていません。 <input type="checkbox"/> 奨学金返還者は、奨学金返還を滞納している事実はありません。				
補助金申請・請求内容						
返還者	貸与奨学金名	補助対象とする返還金額（繰上償還分を含む。）				補助対象経費計
申請者		定期返還	月 賦	円 ×	回 =	円
			半年賦	円 ×	回 =	円
			年 賦	円 ×	回 =	円
		その他・繰上償還				
申請者の前年度受給済補助金額						b ,000 円
申請者の今年度補助限度額（200,000 円 - b）						c ,000 円
申請者の申請額（aの千円未満を切捨てた額とcの額を比較して低いほうの額）						d ,000 円
配偶者		定期返還	月 賦	円 ×	回 =	円
			半年賦	円 ×	回 =	円
			年 賦	円 ×	回 =	円
		その他・繰上償還				
配偶者の前年度受給済補助金額						f ,000 円
配偶者の今年度補助限度額（200,000 円 - f）						g ,000 円
配偶者の申請額（eの千円未満を切捨てた額とgの額を比較して低いほうの額）						h ,000 円
補助金申請・請求額（d + h）						,000 円

○下記の資料を添付すること。

- 補助金振込先口座の通帳写し等（金融機関名、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人が分かるもの）
- 母子健康手帳の写し（発行自治体、発行日、交付番号及び母子の氏名が分かるもの）
- 奨学金等の貸与を証する書類（奨学金貸与機関が発行したもの）
- 返済計画を確認することができる書類（貸与金額、割賦方法、賦課金等が分かるもの）
- 奨学金の返済額を証する書類（預金通帳の名義人及び返済額が分かる書類又は領収証等）
- 事業に関するアンケート調査票（出産世帯奨学金返還支援補助金）

U I J ターン保育士支援補助金申請明細書

申請者	住所	伊予市		生年月日	
	フリガナ 氏名	()		年 月 日	
該当要件 <small>(右記のいずれかに☑を記入)</small>		<input type="checkbox"/> 基準日以降に愛媛県外から本市に転入した者 <input type="checkbox"/> 卒業の翌年度までに市内の保育施設等に初めて就職する者 指定保育士養成施設名： 入学年月日： 年 月 日 卒業年月日： 年 月 日			
勤務先	所在地	伊予市			
	名称				
	運営法人 及び代表者				
雇用及び 勤務状況	採用 内定日	令和 年 月 日	雇用開始 (予定) 日	令和 年 月 日	
	令和9年4月30日までに勤務開始予定の場合は、右記を確認し☑を記入		<input type="checkbox"/> 令和9年4月30日までに保育施設等に勤務しなかった場合は、遅滞なく補助金を返還することを誓約します。		
	雇用形態	<input type="checkbox"/> 常勤の保育士（補助上限 20 万円） <input type="checkbox"/> 短時間勤務の保育士（補助上限 10 万円）			
申請区分		対象経費又は購入物品の詳細		区分ごとの補助対象金額	
a. 引越費用				a	円
b. 不動産仲介手数料 ・家賃				b	円
右記を確認し☑を記入		<input type="checkbox"/> 入居物件所有者は申請者又は配偶者の3親等以内の親族でないことを誓約します。 <input type="checkbox"/> 上記金額は家賃補助等の控除後（又は補助無し）であることを誓約します。			
c. 生活用品購入費				c	円
上記の表に記載しきれない場合は、aからcまでの区分ごとの個別経費及び合計を記載した別紙明細書を添付のこと。 就業前年度の3月1日以前又は内定日以前に支払った経費は補助対象としない。			補助金請求額		,000 円

○下記の資料を添付すること。

- 別紙明細書（当様式に記載しきれない場合）
- 雇用証明書又は内定通知書（勤務先又は勤務予定先の保育施設等が発行したもの）
- 補助金振込先口座の通帳写し等（金融機関名、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人が明記されたもの）
- 住民票、卒業証書の写し等（交付要綱に掲げる補助対象者の要件が確認できる書類）
- 契約書、明細書又は賃貸借契約書の写し（a又はbの場合）
- 領収書等（インターネット等でcの用品を購入した場合は、商品名、購入日、購入金額等が記載されたページ）

不妊治療費補助金申請明細書

関係書類を添えて特定不妊治療費（先進医療）の助成を申請します。

なお、本申請の審査に関し、申請内容の確認のため医療機関等へ照会・情報提供することに同意します。

記

	(ふりがな) 氏名	生年月日
申請者 (A)	()	年 月 日 (歳)
Aの配偶者	()	年 月 日 (歳)
申請者の住所	電話 ()	
配偶者の住所 <small>(Aと異なる場合に記入)</small>	電話 ()	
助成状況	<input type="checkbox"/> 今回申請する先進医療に係る費用について、他自治体等において助成を受けていません。	
補助対象経費 合計※1		
補助金請求額 ※2	,000 円 (助成上限額：50,000 円)	

<注意事項>

※1 証明書の「領収金額」を記入してください。

※2 証明書の「領収金額」と助成上限金額（50,000 円）を比較し、低い額を「請求額」欄に記入してください。1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てて記入してください。

○様式第 1 号及び本明細書に下記の書類を添付すること。

<input type="checkbox"/> 入金口座の通帳等の写し <input type="checkbox"/> 同一世帯に属する法律上の婚姻関係にある夫婦以外は、以下の書類 (夫婦のいずれかが市外在住の場合) 市外別居している者の住民票の写し (夫婦が別居している場合) 戸籍謄本 (夫婦が法律上の婚姻関係にない場合) 事実婚関係に関する申立書 <input type="checkbox"/> 特定不妊治療費（先進医療）助成事業受診等証明書 <input type="checkbox"/> 医療機関発行の領収書（治療日及び支払金額が分かるもの） <input type="checkbox"/> 医療機関発行の明細書（治療内容及び治療費の内訳が分かるもの）

出産世帯応援補助金申請明細書

申請者	フリガナ 氏名	()	生年月日 (対象児童出生日の年齢)			
			年	月	日	(歳)
配偶者 又は 対象児童 の認知者	フリガナ 氏名	()	生年月日 (対象児童出生日の年齢)			
			年	月	日	(歳)
	住所	※申請者と住所が異なる場合のみ記入すること。				
対象 児童 (人) (※1)	フリガナ 氏名	()	生年月日			
			年	月	日	
	母子健康手帳 発行自治体		発行日	年	月	日
				交付 番号		
	フリガナ 氏名	()	生年月日			
			年	月	日	
	母子健康手帳 発行自治体		発行日	年	月	日
				交付 番号		
補助の要件の確認 (内容を確認し、 <input checked="" type="checkbox"/> を記入すること。)		<input type="checkbox"/> 対象児童と同居し、養育しています。(特殊な場合を除く。) <input type="checkbox"/> 対象児童の出生により、他の自治体を実施する同趣旨の出産世帯応援事業による給付を受けていません。				
補助金申請・請求内容						
購入額合計 (別紙明細書の対象経費の合計額を記入すること)			a	円		
対象児童に係る補助限度額 (対象児童1人当たりの補助限度額(※2)×対象児童の人数)			b	,000円		
前年度受給済補助金額			c	,000円		
今年度補助限度額 (b-c)			d	,000円		
補助金申請・請求額 (aの千円未満を切捨てた額とdの額を比較して低いほうの額)				,000円		

※1 多胎出産等で対象児童の欄に記載しきれない児童がいる場合は、当該児童の氏名、生年月日、母子健康手帳の発行自治体・発行日・交付番号を別に記載した書類を提出すること。

※2 対象児童1人当たりの補助限度額は、対象児童の出生日における父母両方の年齢が35歳以下の場合には30万円、それ以外の場合は20万円とする。

○下記の資料を添付すること。

<input type="checkbox"/> 別紙明細書 <input type="checkbox"/> 補助金振込先口座の通帳写し等 (金融機関名、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人が明記されたもの) <input type="checkbox"/> 母子健康手帳の写し (発行自治体、発行日、交付番号及び母子の氏名が分かるもの) <input type="checkbox"/> 対象児童の父母が別居している場合は、別居している者の氏名、生年月日が分かる住民票の写し <input type="checkbox"/> 対象児童の父母が別居、離別、死別している場合又は対象児童が非嫡出子の場合は、対象児童の親子関係が分かる戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 領収書等 (インターネット等で購入した場合は、領収書等の表示ページの印刷物) <input type="checkbox"/> 事業に関するアンケート調査票 (出産世帯応援補助金)

伊予市人口減少対策補助金交付決定通知書

伊予市指令第 号
年 月 日

様

伊予市長 印

年 月 日付けで申請のあった伊予市人口減少対策補助金について、
下記のとおり決定するとともに、補助金額を確定したので通知します。

記

1 補助の種類

- (1)結婚新生活支援補助金
- (2)出産世帯奨学金返還支援補助金
- (3)U I J ターン保育士支援補助金
- (4)不妊治療費補助金
- (5)出産世帯応援補助金

2 交付金額 金 _____ 円

3 交付の条件

- (1) この補助金を補助事業の目的以外に使用しないこと。
- (2) 伊予市人口減少対策補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に従わなければならないこと。
- (3) 要綱に基づく市長の命令及び補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件等に違反したときは、当該補助金の額の決定後においても交付決定の全部又は一部を取り消し、補助金の全部又は一部に相当する額を市に返還すること。

伊予市人口減少対策補助金不交付決定通知書

年 月 日

様

伊予市長



年 月 日付けで申請のあった伊予市人口減少対策補助金について、
下記の理由により交付しませんので通知します。

記

1 補助の種類

- (1)結婚新生活支援補助金
- (2)出産世帯奨学金返還支援補助金
- (3)U I J ターン保育士支援補助金
- (4)不妊治療費補助金
- (5)出産世帯応援補助金

2 不交付決定の理由
